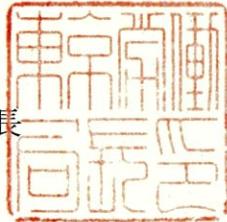


東労発基 0301 第 10 号  
令和 6 年 3 月 1 日

各団体の長 殿

東京労働局長



「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準の一部を改正する件」(無期転換ルール・労働契約関係の明示等)並びに「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」に関するお願いについて

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 39 号）及び有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 114 号。以下「労基則等改正省令等」という。）が令和 5 年 3 月 30 日に、また、職業安定法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 89 号。以下「安定則改正省令」という。）が令和 5 年 6 月 28 日に公布等されました。

この労基則等改正省令等及び安定則改正省令とともに、令和 6 年 4 月 1 日より施行することとしており、無期転換ルール・労働契約関係の明示等に関しまして、別添のとおり、パンフレット等を作成しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、法令の遵守を御願いするとともに、貴団体の支部や会員等に対する改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

<参考>

別添の詳細は、以下の厚生労働省ウェブサイトに掲載しております（それぞれの二次元コードでリンク先に移行します。）。

- 令和 6 年 4 月から労働条件明示のルールが改正されます

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)



- 令和 6 年 4 月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html)

